

事 務 連 絡
令和6年10月28日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その13）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【検査】

問1 「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)の「8 その他」において、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会よりガイドラインが示されているので参考とすること」とされている。日本ヘリコバクター学会の「H. pylori 感染の診断と治療のガイドライン2024改訂版」においては、H. pylori の感染診断について「尿素呼気試験(UBT)、迅速ウレアーゼ試験(RUT)、(中略)はプロトンポンプ阻害薬(PPI)、カリウムイオン競合型アシッドブロッカー(P-CAB)の影響を受けるので休薬して実施する。その他の診断法はPPI内服のまま実施できる。」とあるが、当該通知2(1)で掲げられている感染診断の検査法のうち、②鏡検法、③培養法、④抗体測定、⑥糞便中抗原測定又は⑦核酸増幅法をプロトンポンプ阻害薬(PPI)又はカリウムイオン競合型アシッドブロッカー(P-CAB)を休薬せずに実施した場合、当該検査の費用は算定できるか。

(答) 算定できる。